平成２４年（フ）第１２号
奈良県天理市前栽町118番地１
債務者　フレンドリーアスカノ、スマイル自販、パーフェクト、ケイエヌティ西日本吉永こと吉永　洋祐（旧姓能美）
１　決定年月日時　平成24年６月11日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２８２号
広島県東広島市西条町寺家5831番地７―105桑井アパート
債務者　森重　　孝
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１３号
広島市安佐南区長束３丁目10番29―102号
債務者　北尾　孝伸
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３２３号
広島市西区横川町１丁目４番21―301号
債務者　対馬えり子（旧姓柴田）
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６号
広島県三原市宮沖５丁目８番２―307号
債務者　青木　孝典
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２４年（フ）第７２号
山口県下関市上新地町２丁目６番25号　桜山ハイツⅠ201号
債務者　中野　展尚
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
山口県下関市長府松小田南町22番20号
債務者　和田　庸義
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２４年（フ）第５９号
愛媛県西条市樋之口212番地１、前住所徳島県徳島市大原町余慶57番地の１
債務者　大本修太郎
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第６２号
愛媛県新居浜市中村４丁目14番40号
債務者　石村　勢津
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第６６号
愛媛県新居浜市徳常町７番32号
債務者　村尾　洋子
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第６７号
愛媛県新居浜市西原町２丁目４番114号
債務者　白石由喜子
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２４年（フ）第１１４号
福岡県久留米市城島町下田212番地１
債務者　野口　増二
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１２０号
福岡県久留米市本町２番地６　ダイアパレス六ツ門501号
債務者　古賀　秀典
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１２２号
福岡県久留米市諏訪野町1810番地６　パステル12―405号
債務者　花田　　正
１　決定年月日時　平成24年６月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１２５号
福岡県久留米市本町233番地２　ガーネットハイツ401号
債務者　西田　聖二
１　決定年月日時　平成24年６月12日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３３号
福岡県八女市吉田772番地11
債務者　安達　和明
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２４年（フ）第３４号
福岡県八女市本村425番地405　十央瑠壱番館301号
債務者　安達　高広
１　決定年月日時　平成24年６月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月13日まで
福岡地方裁判所八女支部